

広島市告示第175号
令和8年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、「広島市民球場東バス駐車場の警備・運営及び利用料金収納業務(単価契約)」の公金事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
 - (1) 名称：株式会社ニッソー
 - (2) 代表者の職氏名：代表取締役 馬野 恭彰
 - (3) 住所又は事業所の所在地：広島市中区舟入幸町15番3号

- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年3月27日

- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日